

地方独立行政法人さんむ医療センター育児・介護休業法に基づく一般事業主行動計画  
(育児休業の取得率)

公表日 令和7年6月30日

少子高齢化が一層進む中で、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体において、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等を定めた、「改正育児・介護休業法（令和7年4月施行）」に基づき、常時雇用する労働者数300人超の事業主として、育児休業の取得率について、下記のとおり公表します。

記

1 男女別の育児休業取得率（令和6年度実績）

	女性	男性
医務部	—	50%
看護部	100%	100%
医療技術部	—	—
事務部	100%	—

※ “—”は、出産者なし

2 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

3 取得率の算出方法

$$\text{取得率} = \frac{\text{年度中の育児休業取得者}}{\text{年度中に出産した職員数または配偶者が出産した男性職員数}} \times 100 (\%)$$